

福島県立福島高等学校

『バスケットボール部 OB・OG会』

規 約

第1章 総 則

第1条 本会は福島県立福島高等学校バスケットボール部OB会とし、「福高バスケットボール部OB・OG会」と称する。

第2条 本会は福高バスケットボール部OB・OG相互の親睦を図ると共に、母校バスケットボール部の発展に資することを目的とする。

第3条 本会はその目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 母校バスケットボール部の後援
- (2) 会員相互の親睦と連絡調整
- (3) 福島クラブの後援
- (4) その他

第4条 会員は次の会員より成る。

- (1) 正会員 (福高バスケットボール部に部員として在籍した者とする)
- (2) 名誉会員 (福高バスケットボール部の発展に功労があった者は、役員会の決定により名誉会員に推薦する)
- (3) 特別会員 (本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人または法人その他の団体で役員会の決定により承認された者は、特別会員となることができる)

第2章 役 員

第5条 本会に以下の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 (本会を代表し、会務を総理する)
- (2) 副 会 長 3名 (会長を補佐し、会長支障あるときはこれを代理する)
- (3) 幹 事 長 1名 (会長の命を受け、会務を統轄する)
- (4) 副幹事長 2名 (幹事長を補佐する)
- (5) 常任幹事 若干名 (本会事業を執行する)
- (6) 会計幹事 2名 (会務の会計を担当する)
- (7) 事務局長 1名 (会務の事務及び連絡を担当する)
- (8) 事務局次長 2名 (事務局長を補佐する)
- (9) 監 事 2名 (会計及び会務を監査する)

第6条 本会は卒業年度毎に評議員を置く。評議員は各卒業年毎に選出され、各卒業年度を代表し、その連絡調整にあたる。尚、役員が兼務することもできる。

第7条 本会は総会の推薦により、相談役、顧問を委嘱する。

第8条 役員は総会において選出する。

第9条 役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

### 第3章 事業

第10条 本会の事業は以下に示す。

- (1) 総会（原則として毎年1回1月に行うものとする）
- (2) 役員会（会長が必要と認めたときに会長が召集する）
- (3) 母校バスケットボール部の後援
- (4) 会員親睦会の開催
- (5) 福島クラブの後援
- (6) その他

第11条 議決は出席会員の過半数の支持を得て可決するものとする。

### 第4章 会計

第12条 本会の経費は、年会費および寄付金を以ってこれに充てる。

第13条 年会費は、2,000円とする。

第14条 寄付金は、一口2,000円からとし、随時募集する。

第15条 本会の会計年度は、11月1日より翌10月31日までとする。

### 附 則

1. この規約は、平成18年8月12日から施行する。
2. 本会会員は、住所、職業、氏名等に異動が生じた時は、すみやかに会長に通知しなければならない。
3. 各地方会員は、本会支部を組織することができる。
4. 本規約は、総会でもって出席者の過半数の支持で、変更することができる。